

事務連絡  
平成 30 年 3 月 22 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

日本放送協会における放送受信料免除基準の一部変更に関する  
周知のご協力について

平素より、社会福祉施設等の適切な運営につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、日本放送協会より別添「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更の周知のご協力依頼について」（以下「協力依頼通知」という。）のとおり、平成 30 年 4 月 1 日より社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行う社会福祉施設等における入所者及び利用者が利用する受信機に係る放送受信料の免除基準が変更となりました。

貴部局におかれましては、管内の社会福祉施設等に対し周知していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知にも併せてご協力をお願いいたします。

なお、協力依頼通知の別紙「社会福祉施設に関する免除基準の変更について」については、平成 30 年 3 月 15 日時点で社会福祉法に規定している社会福祉事業が掲記されておりますが、今後は、新たに同法に規定された社会福祉事業についても対象となりますので、ご留意ください。

また、受信料免除の申請手続き等については、最寄りのNHK窓口またはNHKふれあいセンターへご連絡ください。